

町職員の給与等を公表します

●問／人事秘書課 人事担当 ☎093・434・1861

※詳細は町ホームページに掲載しています。



①歳出総額に占める人件費の割合（令和５年度普通会計決算）

人口 (住民基本台帳) (令和6年1月1日)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年の 人件費率
37,824 人	173 億 3,096 万 9,000 円	29 億 1,387 万 8,000 円	16.8%	17.1%

②職員給与費の状況（令和５年度普通会計決算）

職員数 (A)	給与費				一人当たりの 給与額 (B/A)
	給料	職員 手当	期末勤 勉手当	合計 (B)	
280 人 (4 人)	10 億 7,552 万 6,000 円	2 億 1,237 万 1,000 円	4 億 5,039 万 1,000 円	17 億 3,828 万 8,000 円	620 万 8,000 円

※職員手当には、退職手当は含みません。
※職員数の（ ）内は再任用短時間勤務職員の外書きです。

③職員の平均給料月額などの状況（令和6年4月1日現在）

区分	一般行政職			消防職		
	平均 年齢	平均給料 月額	平均給与 月額	平均 年齢	平均給料 月額	平均給与 月額
苅田町	41.6 歳	327,028 円	383,289 円	42.4 歳	333,402 円	399,609 円
類似団体	40.8 歳	307,711 円	366,746 円	38.4 歳	303,823 円	377,287 円

④一般行政職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分	大学卒			高校卒		
	苅田町	消防職	国	苅田町	消防職	国
法定 初任給	202,400 円	-	196,200 円	170,900 円	181,800 円	166,600 円
採用2年経 過給料額	211,900 円	-	206,600 円	180,700 円	194,000 円	174,900 円

⑤一般行政職員の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務の内容	職員数	構成率
1級	主事補、技師補、主事、技師の職務	14 人	6.4%
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事、技師の職務	26 人	11.9%
3級	主任主事、主任技師の職務	55 人	25.2%
4級	主査、係長の職務	72 人	33.0%
5級	次長、技術次長、所長、副課長、副参事の職務	27 人	12.4%
6級	課長、主幹、参事の職務	13 人	6.0%
7級	困難な業務を行う課長、主幹の職務	11 人	5.1%
合計		218 人	100.0%

⑥職員手当の状況

I．期末・勤勉手当（令和５年度支給割合）

区分	苅田町	
支給月	期末手当	勤勉手当
6月期	1.20 月分	1.00 月分
12月期	1.25 月分	1.05 月分
合計	2.45 月分	2.05 月分
加算措置	有り（役職加算5～15%）	

※期末・勤勉手当は、民間における賞与のことです。

II．退職手当（令和6年4月1日現在）

区分	勤続 20 年	勤続 25 年	勤続 35 年	最高 限度額	その他の 加算措置	退職時 特別昇給
自己都合	19.6695 月	28.0395 月	39.7575 月	47.709 月	なし	
勸奨・定年	24.586875 月	33.27075 月	47.709 月	47.709 月	特例措置 (2～20% 加算)	なし

III．その他の手当（令和6年4月1日現在）

扶養手当	配偶者	6,500 円
	子	10,000 円
	その他の扶養親族	6,500 円
通勤手当	交通機関利用者 最高限度	55,000 円
	2 km以上 5 km未満	2,000 円
	5 km以上 10 km未満	4,200 円
	10 km以上	7,100 円～ 31,600 円
住居手当	借家	最高限度 27,000 円

⑦特別職の報酬などの状況（令和6年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	議 長	415,000 円
町 長	829,000 円	副議長	375,000 円
副町長	663,000 円	委員長	349,000 円
教育長	605,000 円	議 員	344,000 円

⑧定員の状況 部門別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

部門		職員数(人)		対前年 増減数
		令和5年	令和6年	
一般行政部門	議 会	4	4	0
	総 務	70	72	2
	税 務	19	18	▲1
	民 生	21	22	1
	衛 生	30	28	▲2
	農林水産	11	10	▲1
	商 工	6	4	▲2
	土 木	37	37	0
特別行政部門	小 計	198	195	▲3
	消 防	48	49	1
	教 育	34	35	1
	小 計	82	84	2
普通会計計		280	279	▲1
公営企業等 会計部門	水 道	13	12	▲1
	下 水 道	12	11	▲1
	そ の 他	13	13	0
	小 計	38	36	▲2
合計		318	315	▲3

調整給付金（不足額給付分）のお知らせ

国の経済対策として、令和6年度に所得税、個人住民税の定額減税をしきれないと見込まれる人を対象とした調整給付金（当初給付分）を支給しましたが、本来給付すべき額との差額等を「調整給付金（不足額給付分）」として支給します。

（例1）令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、本来給付すべき額と調整給付金（当初給付分）との間で差額が生じた人

（例2）こどもの出生等、扶養親族等が令和6年中に増加したことにより、本来給付すべき額と調整給付金（当初給付分）との間で差額が生じた人

（例3）調整給付金（当初給付分）実施後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、本来給付されるべき額が増加した人

■案内送付・給付時期

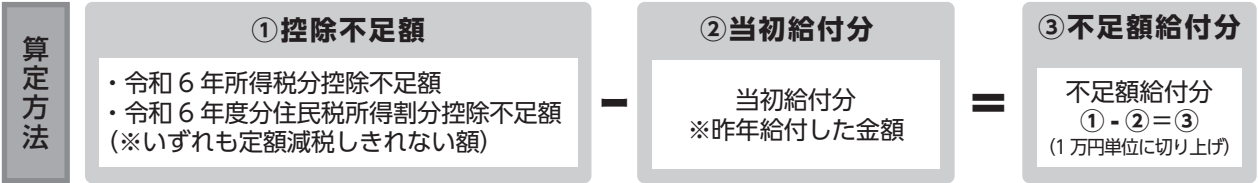
対象者には、8月以降順次「1支給のお知らせ」または「2支給確認書」を送付予定です。手続きした人（一部手続き不要）から、8月末以降、順次振込み予定です。

1「支給のお知らせ」が届いた人

支給額、口座情報を確認し、口座の変更等を希望される場合は、変更申請を行ってください。内容に異議がなく、口座変更も不要の場合は、何も手続きする必要はありません。

2「支給確認書」が届いた人

確認書の記載内容を確認の上、必要書類（本人確認書類・口座確認書類等）を添付し、返送（またはオンライン申請）してください。



●問い合わせ／総務課 ☎093・434・1112

盆休みに関するお知らせ

●ごみ・し尿の収集

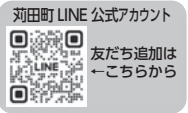
【ごみの休み】8月13日☾～8月15日☾

エコプラントの持ち込みもお休みです。

※燃やせるごみ・資源ごみ（缶・ビン・ペットボトル）は次の指定収集日に、8月15日収集地区の家

電ごみは9月19日☾に出してください。

★苅田町 LINE に友だち追加し設定すると前日に「ごみの日」が通知されます！



【し尿の休み】8月13日☾～8月17日☉

下記のとおりに変更します。特に希望する日がある場合は、お早めに担当業者へ直接お申し込みください。

○苅田衛生社（☎093・434・4531）

長畑・提：8月14日☾→8月12日☾に変更

○苅田環境整備センター（☎0930・25・9583）

片島・岡崎：8月14日☾→8月11日☉に変更

鋤崎・黒添・等覚寺：8月15日☾→8月12日☾に変更

問い合わせ／環境課 ☎093・434・1834

●行橋京都休日・夜間急患センター 受付時間

月 日	内科	小児科	歯科
8/12 ☽	19:15～翌9:00		休診
8/13 ☾	9:00～17:45 19:15～翌7:15	9:00～17:45 19:15～翌9:00	9:00～17:00
8/14 ☾	9:00～17:45 19:15～翌9:00		
8/15 ☾	9:00～17:45 19:15～22:15		
8/16 ☽	19:15～翌9:00		休診
8/17 ☉	9:00～17:45 19:15～22:15		9:00～17:00

18:00～19:15は次の診療準備のため休診とし、センターを施錠しますので館内には入れません。

問い合わせ／行橋京都休日・夜間急患センター
☎0930・26・1399